

## ○国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程

〔 法人規程第46号 〕  
〔 平成20年7月17日 〕

改正 平成21年法人規程第35号

平成26年法人規程第50号

平成31年法人規程第39号

### 国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程

#### (趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が保有するリサーチツール特許の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リサーチツール特許 ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許（出願中を含む。）をいう。
- (2) 企業等 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限責任事業組合等の営利目的の団体をいう。
- (3) 研究ライセンス供与 企業等における研究のための本学の保有するリサーチツール特許に係る非排他的な実施許諾をいう。
- (4) 研究段階 企業等において行われる基礎研究又は事業化段階に入る前の研究をいう。
- (5) 事業戦略上の支障がある場合 研究ライセンス供与の対象となる特許に係るリサーチツールを商品として販売するための事業計画がある場合、リサーチツール特許を使用して研究開発を進める間、当該研究領域では独占的に使用しなければ他者の参入により商品の事業化が困難になる場合又は本学が共同研究や本学発ベンチャー等を通じて事業化する場合などをいう。

#### (研究ライセンス供与の原則)

第3条 本学の保有するリサーチツール特許に関して、企業等から研究段階において特許を使用するための研究ライセンス供与を求められた場合は、事業戦略上の支障がある場合を除き、原則として、研究ライセンス供与を行うものとする。

#### (供与の申込み)

第4条 企業等が、研究ライセンス供与を受けようとするときは、研究試料の提供を伴う場合には別記様式第1の研究ライセンス供与申込書、研究試料の提供を伴わない場合には別記様式第

2の研究ライセンス供与申込書により、学長に申し込むものとする。

(供与の承諾)

第5条 学長は、研究ライセンス供与の適否について、国際産学連携本部（国際産学連携本部規程（平成26年度法人規程第46号）第1条に規定するものをいう。）の審査結果に基づき、決定を行うものとする。

2 学長は、前項の規定により、研究ライセンス供与を承諾する旨の決定をしたときは、研究試料の提供を伴う場合には別記様式第3のリサーチツールに関する研究ライセンス供与契約書、研究試料の提供を伴わない場合には別記様式第4のリサーチツールに関する研究ライセンス供与契約書により、企業等との間で契約を締結するものとする。

(迅速処理の原則)

第6条 前条に規定する研究ライセンス供与に当たっては、企業等におけるライフサイエンス分野の研究の円滑な実施が可能となるよう、できる限り速やかに、所要の進めを進めるものとする。

(研究ライセンスの対価)

第7条 研究ライセンスの対価については、原則として無償とする。ただし、別に定めのある場合又は知的財産権の対象である有体物の作製、提供等に費用を要した場合は、この限りでない。

(雑則)

第8条 この法人規程に定めるもののほか、リサーチツール特許の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成20年7月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平21.5.28法人規程35号）

この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学リサーチツール特許取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平26.3.27法人規程50号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規程39号）

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1（研究試料の提供を伴う場合）（第4条関係）

リサーチツール特許に関する研究ライセンス供与申込書

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

企業等名

責任者氏名

印

貴学保有に係る下記の知的財産権及び研究試料について、当方において、以下の研究目的のために使用したいので、研究ライセンス供与を申し込みます。

記

1 知的財産権

(名称)

(特許関連番号等)

2 研究試料

(名称)

(担当研究者氏名)

3 研究目的

別記様式第2（研究試料の提供を伴わない場合）（第4条関係）

リサーチツールに関する研究ライセンス供与申込書

年 月 日

国立大学法人筑波大学長 殿

住 所

企業等名

責任者氏名

印

貴学保有に係る下記 of 知的財産権について、当方において、以下の研究目的のために使用したいので、研究ライセンス供与を申し込みます。

記

1 知的財産権

(名称)

(特許関連番号等)

2 研究目的

別記様式第3（研究試料の提供を伴う場合）（第5条関係）

リサーチツールに関する研究ライセンス供与契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲の所有に係る以下の特許の乙に対する研究ライセンス供与に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本リサーチツール特許 甲の所有する以下の特許（特許出願中のものを含む。）をいう。  
特許出願（公開・登録）番号：  
発明の名称：
- (2) 本研究試料 本リサーチツール特許に関連する研究試料で以下のものをいい、その詳細は別紙において定める。  
名称：  
担当研究者名：
- (3) 本技術情報 本リサーチツール特許及び本研究試料に関する一切の技術情報をいう。

（研究ライセンス供与）

第2条 甲は乙に対し、本リサーチツール特許に関して、次条に規定する使用目的の範囲内で使用させるために、非排他的な研究ライセンス（非排他的通常実施権）及び本研究資料を供与するものとする。

2 （無償の場合）本研究ライセンス供与は、無償とする。ただし、本研究試料の製作、搬送等の費用として、乙は甲に対して、\_\_\_\_\_円を支払うものとする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（有償の場合）本研究ライセンス供与の対価は、\_\_\_\_\_円とする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（使用目的）

第3条 乙は、本リサーチツール特許及び本研究試料を、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究で、かつ、非臨床目的の研究のためにのみ使用するものとする。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本リサーチツール特許を第三者に譲渡又は実施許諾してはならない。

3 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本研究試料（本研究試料から得られた研究試料又は本研究試料に変更を加えることによって得られ、かつ本研究試料の主要な要素を備えた研究試料を含む。）を第三者に提供してはならない。

（秘密保持）

第4条 乙は、甲の事前の文書による承諾のない限り、本契約に基づき甲から開示された又は本

リサーチツール若しくは本研究資料を使用した研究の過程で知り得た本技術情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 乙が開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 乙が開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 乙が開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報
- (4) 乙が正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 乙が甲から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 法令により開示することが義務づけられた情報

(非保証)

第5条 本リサーチツール特許及び本研究試料については、研究開発の際に生み出された実験的性質又は研究的性質を有するものであり、甲は、乙に対して、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。また、甲は、乙の本リサーチツール特許及び本研究試料の使用又は保有によって発生したいかなる結果についても一切の責任を持たず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）も負わないものとする。

(誠実義務)

第6条 本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第7条 本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号  
国立大学法人筑波大学分任契約担当役  
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所  
企業等名  
責任者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

別記様式第4（研究試料の提供を伴わない場合）（第5条関係）

リサーチツールに関する研究ライセンス供与契約書

国立大学法人筑波大学（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲の所有に係る以下の特許の乙に対する研究ライセンス供与に関し、次のとおり契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本リサーチツール特許 甲の所有する以下の特許（特許出願中のものを含む。）をいう。

特許出願（公開・登録）番号：

発明の名称：

(2) 本技術情報 本リサーチツール特許に関する一切の技術情報をいう。

（研究ライセンス供与）

第2条 甲は乙に対し、本リサーチツール特許に関して、次条に規定する使用目的の範囲内で使用させるために、非排他的な研究ライセンス（非排他的通常実施権）を供与するものとする。

2 （無償の場合）本研究ライセンス供与は、無償とする。

（有償の場合）本研究ライセンス供与の対価は、\_\_\_\_\_円とする。支払方法については、甲が乙に対し、別途指示する。

（使用目的）

第3条 乙は、本リサーチツール特許を、基礎研究又は事業化段階に入る前の研究で、かつ、非臨床目的の研究のためにのみ使用するものとする。

2 乙は、甲の事前の文書による承諾がなければ、本リサーチツール特許を第三者に譲渡又は実施許諾してはならない。

（秘密保持）

第4条 乙は、甲の事前の文書による承諾のない限り、本契約に基づき甲から開示された又は本リサーチツールを使用した研究の過程で知り得た本技術情報のすべてを秘密にし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1) 乙が開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報

(2) 乙が開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3) 乙が開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報

(4) 乙が正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

(5) 乙が甲から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報

(6) 法令により開示することが義務づけられた情報

(非保証)

第5条 本リサーチツール特許については、研究開発の際に生み出された実験的性質又は研究的性質を有するものであり、甲は、乙に対して、明示又は黙示を問わず一切の保証をしないものとする。また、甲は、乙の本リサーチツール特許の使用によって発生したいかなる結果についても一切の責任を持たず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）も負わないものとする。

(誠実義務)

第6条 本契約に定めのない事項が生じたとき又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第7条 本契約から発生する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1号  
国立大学法人筑波大学分任契約担当役  
研究担当副学長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所  
企業等名  
責任者氏名 ○ ○ ○ ○ 印